

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（2号機燃料取り出し用構台設置に伴うランウェイガード挿入箇所の施工）に係る面談
2. 日時：令和5年11月1日（水）9:00～10:30
3. 場所：原子力規制庁4階会議室2
4. 出席者
原子力規制庁 原子力規制部
東京電力福島第一原子力発電所事故対策室
正岡企画調査官、石井安全審査官、山下安全審査専門職
東京電力ホールディングス株式会社 福島第一廃炉推進カンパニー
プロジェクトマネジメント室 担当3名（テレビ会議システムによる出席）
福島第一原子力発電所 担当5名（テレビ会議システムによる出席）

5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、実施計画の変更認可申請（2号機燃料取り出し用構台設置に伴うランウェイガード挿入箇所の施工）について、資料に基づき説明があった。
- 原子力規制庁は説明を受けた内容について事実関係を確認するとともに、主に以下のコメント等を伝えた。
 - 原子炉建屋南側開口設置に関して、各作業における換気設備の運用方法について時系列で示すこと。あわせて、換気設備の稼働に伴うオペフロ及び前室の空気の流れを図示すること。
 - 前室の中に設ける仮囲いについて、設置の目的、設置場所及び大きさを示すこと。
 - あと施工アンカーの位置の見直しに伴うアンカーボルトの許容耐力の変更について、評価に用いた式及び許容耐力評価に係る考え方を示すこと。
 - 措置を講ずべき事項「Ⅱ. 11. 放射性物質の放出抑制による敷地周辺の放射線防護等」に関して、開口設置作業に伴い放出される放射性物質による敷地境界線量の評価にあたって、セシウム-134 及びセシウム-137 を評価対象核種とした理由を定量的に示すこと。
 - 措置を講ずべき事項「Ⅱ. 11. 放射性物質の放出抑制による敷地周辺の放射線防護等」に関して、実効線量の評価のうち吸入による摂取について、地表に沈着した放射性物質の再浮遊を考慮しない理由を示すこと。
 - 措置を講ずべき事項「Ⅱ. 12. 作業者の被ばく管理等」に関して、作業時における装備などの放射線防護、放射線管理上の対策を示すこと。
 - 措置を講ずべき事項「Ⅱ. 14. ② 自然現象に対する設計上の考慮」に関して、原子炉建屋5階耐震壁におけるせん断ひずみの評価手法の詳細を示すこと。

○東京電力より、上記コメントについて了解した旨の回答があった。

6. 資料

- 福島第一原子力発電所特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について等への適合性について（2号機燃料取り出し用構台設置に伴うランウェイガード挿入箇所の施工について）
- 指摘事項リスト（まとめ資料への反映箇所）（案件：2号機燃料取り出し用構台設置に伴うランウェイガード挿入箇所の施工について）

以上